

ア 各学校内部の指導体制の強化をはかる。

(ア) 各学校に生徒指導委員会を設置し、生徒指導に関する現職教育の推進をはかり、共通理解を深める。

(イ) 生徒指導に関する校務分掌を明確にし、その活動を効果的にする。特に問題行動を起し易い児童生徒の早期発見、個人指導の組織を改善する。

(ウ) 生徒指導に関する計画や指導方法に関する改善向上を図る。

イ 教育委員会における生徒指導の体制を充実し、管内各学校の指導に遺漏のないようにする。

(ア) 生徒指導担当の指導職員をおき、相互に連携を保ち、効果ある指導活動をするようにつとめる。

(イ) 生徒指導に関する自主的教育研究団体を育成し、その指導者の養成につとめる。

ウ 関係諸機関、諸団体との連絡提携を緊密にする。

(ア) P.T.Aにおける成人教育計画を充実し、家庭との連絡を密にする。

(イ) 学校と警察との連絡提携を緊密にする。

(ウ) 家庭裁判所との連絡を密にする。

(エ) 児童福祉関係諸機関との連絡を密にする。

(オ) その他、健全育成、保護育成の諸機関、諸団体との連絡を密にする。

エ 青少年の健全育成のための実験研究的推進地域を設け、社会教育、学校教育一体となって指導の充実を期する。

〔事業計画〕

ア 生徒指導講習会の開催

事 業 名	事業主体	昭 和 40 ~ 45 年 度		昭 和 46 ~ 50 年 度	
		事 業 内 容・事 業 量	事 業 費	事 業 内 容・事 業 量	事 業 費
生徒指導講習会	県	対象人員 単年度計画 600名 会 場 費 経 費 314千円 期間内の事業費 314×4	2,400名 6 314千円 1,256 千円	対象人員 単年度計画 (同 左) 期間内の事業費	3,000名 314×5 1,570 千円

(事業実施の方針)

(ア) 会場は県北、県中、県南、会津、石城、相双とし、会期は2日間とする。

(イ) 事業は昭和42年度から実施する。

(ウ) 前期においては、中、高校教員を対象とし、後期においては小学校教員をも対象とする。